



島根県報

平成27年1月9日(金)

号外第2号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第10号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長				
一般国道	432号	松江市八雲町東岩坂2574番2地先から同3250番3地先まで	前	A	メートル 8.00～43.30	520.00	松江県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後	A	4.20～29.00			
			後	B	8.70～56.00			
県道	木次横田線	仁多郡奥出雲町郡1120番6地先から同番23地先まで	前		8.19～28.91	250.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後		10.96～58.80	250.00		

島根県告示第11号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成27年1月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	佐田八神線	飯石郡飯南町獅子512番5地先から同517番地先まで	メートル 740.00	平成27年 1月9日	雲南県土整備事務所	
〃	木次横田線	仁多郡奥出雲町郡1120番6地先から同番23地先まで	250.00	平成27年 1月9日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	